

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
当分の翌日  
の翌日)

目次  
◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二十号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三財政課の項部長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一

号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り上げ、第五号から第八号までを削る。

別表第三財政課の項課長専決事項の欄第二号中「地方道路譲与税、石油ガス譲与税」を削り、同欄第三号及び第四号を削る。

別表第三財政課の項の次に税務課の項として次のように加える。

#### 税務課

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第一項の規定による課税権の帰属等についての自治大臣への決定の要求

(二) 第五十九条第一項の規定による法人の県民税額の分割基準についての自治大臣への決定の要求

(三) 第七十一条の二、第七十二条の七十四、第七十三条の四十二、第百八条、第百四十条、第百七十五条、第二百六条及び第七百条の四十四の規定による犯則取締りに関し知事が行なう職務

一 地方税法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五十八条第四項の規定による主たる事務所又は事業所を他の道府県に有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正の請求

(二) 第七十二条の四十第一項の規定による主たる事務所又は事業所を他の道府県に設けて事業を行なう法人に係る法人税の課税標準の更正又は決定の請求

(三) 第七十二条の四十九第二項又は第五項の規定による主たる事務所又は事業所を他の道府県に設けて事業を

四 第七十二条の四十九第六項の規定による法人の行なう事業に係る課税標準額の総額及び分割課税標準額の更正又は決定についての自治大臣への指示の要求

四 第七十二条の五十四第四項の規定による二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行なう個人に係る事業税の課税標準とすべき所得の総額についての自治大臣への決定の要求

六 第七百四十二条の規定による大規模の償却資産の指定

二 鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第三項の規定による県税事務所長への指示

行なう法人の当該事業に係る事業税の課税標準額の総額又は分割課税標準額の更正又は決定の請求

四 第七十四条の四第四項の規定による申告書等の提出の要求

二 鳥取県税条例第四条の規定による徴税吏員等の証票の交付

三 地方道路譲与税及び石油ガス譲与税の調定

(二) 第八条第三項の規定による課税地の指定

(三) 第一百六条ただし書の規定による自動車税の課税免除の承認

三 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項の規定による届出事項に係る調査の実施

(二) 第四条の規定による課税免除をしないことの決定

四 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号)第三条第二項の規定による届出事項に係る調査の実施

五 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第四十

九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項の規定による届出事項に係る調査の実施

(二) 第四条の規定による課税免除をしないことの決定

六 農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項の規定による届出事項に係る調査の実施

(二) 第四条の規定による課税免除をしないことの決定

七 地方交付税法第五条第一項の規定による基準財政収入額に関する資料の自治大臣への提出

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第二号中「事務、」を「事務並びに」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第四号の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同欄第四号中「事務、」を「事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第四号の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同欄第五号中「事務、」を「事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第五号の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同欄第六号中「事務、」を「事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第五号の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削る。

別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄第一号中「事務、」を「事務並びに」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第一号及び第二号の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同欄第二号(一)中「事務、」を「事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第七号(一)の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同号(二)中「事務、」を「事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第七号(二)の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同号(三)中「事務、」を「事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第七号(三)の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同号(四)中「事務、」を「事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第七号(四)の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同号(五)中「事

務、「を」事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第七号(三)の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同号(七)中「事務、」を「事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第七号(三)の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同号(八)中「事務、」を「事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第七号(三)の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削り、同欄第三号中「事務、」を「事務及び」に改め、「及び同表佐治川治水ダム建設事務所長の項第八号の規定により佐治川治水ダム建設事務所長に委任された事務」を削る。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号(四)中「許可」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(一)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(四)中「検査」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(二)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(四)中「承認」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(三)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(四)中「許可」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加える。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則

第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第十九号を次のように改める。

十九 削除

別表第二農業試験場長の項の次に食品加工研究所長の項として次のように加える。

食品加工研究所長	鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
	(一) 第四条の規定による手数料の減免 (二) 別表の規定による手数料の額の決定

別表第二土木出張所長の項第一号中「治水ダム建設事業、」を削り、同表米子土木出張所長の項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 都市計画法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二十九条の規定による開発行為の許可のうち次に掲げるもの
  - イ 市街化区域内において自己の居住の用に供する住宅又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行なう開発行為で、その規模が五千平方メートル未満のもの
  - ロ 第三十四条第九号に該当する開発行為で、その規模が五千平方メートル未満のもの
- (二) 第三十六条第二項の規定による開発行為に関する工事の完了の検査のうちこの号の(一)により許可したものに係る検査

(三) 第三十七条第一号の規定による建築物の建築についての承認のうちこの号の(一)により許可したものに係る承認

(四) 第四十三条第一項の規定による建築物の新築等の許可のうち都

市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十六条第

一項第二号ロに掲げる建築物の建築の許可

別表第二佐治川治水ダム建設事務所長の項を削る。

別表第四土木出張所長の項中「治水ダム建設事業及び」を削る。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。